

5月13日

議会運営検討協議会

○ 委員の欠席の報告

【報告内容】

尾作座長から、自民党林委員が欠席のため、本日の協議内容は座長から会派へ伝える旨の報告があった。

○ 座席の決定

【協議結果】

4月1日付での委員の交代に伴い座席を確認したところ、織田議会運営委員会副委員長からの提案で、議会運営委員会正副委員長は委員の席と同列に座ることで決定した。

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査に関する見直し案等に基づき協議を行い、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、決算審査に関する見直し案に基づき、協議を進めていきたい。前回から継続している5項目について順番に確認していきたい。

まず、分科会の議案の分担について、があれば伺いたい。

○岩隈委員 交代となったばかりなので、確認したいが、決算議案を審査するに当たり、分科会に細分化する、専門性を高めるとするのは、一般質問との差異を設けよう、決算の審査に特化して専門性を高めようとするのがベースにあると思う。他都市で分科会方式で審査を行っている事例を見ると、一般質問と変わらない内容も見受けられる。後ほど議事録等を見させていただきたい。

○尾作座長 本日お出しした分科会の分担（案）を参考に、各会派を持ち帰りいただき、次回改めて協議していきたい。

次に、分科会の採決についてであるが、昨年12月25日の協議会の中で、分科会での採決を行うことで確認されているが、その後の調査で、他の政令指定都市では分科会では採決しないことが明らかになるなど、再度御協議をいただくものである。

○月本委員 分科会で採決をとり、総括質疑を行い、さらに全体会でもう一度採決を行う流れはおかしいので、他都市同様分科会での採決は行うべきではない。

○尾作座長 こちらも、各会派で確認をいただき、次回報告をいただきたい。

次に、分科会報告についてであるが、こちらも、再協議をお願いしたい。

○佐野委員 再度確認してほしいということは、他都市の調査の結果、全く別の方法で検討して欲しいという内容なのか。分科会ごとに報告書をまとめるということは職員の負担が増え、さらに、口頭報告となると、報告の文書まで作らなくてはならなくなると思うが。分科会で採決しなかった場合は、口頭報告しないで文書だけ配るということか。

○石塚議事課長 分科会報告は口頭により質疑項目及び審査結果を報告すると確認されているが、他都市の調査を行った結果、分科会では採決を行っていないということが判明した。採決を行わないということであれば、審査結果は報告されないため、分科会報告は口頭により質疑項目とするということに変更する必要がある。

○沼沢委員 他都市では審査結果報告をしているのか。

○石塚議事課長 分科会での結果報告でなく、決算審査特別委員会の採決結果を本会議で結果報告をしている事例がある。

○佐野委員 委員長報告を行っているところは、議員が限られた範囲で行って、全体として行っていないから決特の委員長が報告をしているという認識でよいのか。

○石塚議事課長 分科会に分かれているので、その結果を聞いていないことになるので、報告を聞いて判断される仕組みとなっていると思われるが、資料の配布のみとしているところなど、各市議会でやり方はいろいろなため、一概には言えない。

○尾作座長 この件についても、次回御協議をいただきたい。

次に分科会を開催する委員会室について御協議いただきたい。

○沼沢委員 分科会の組み合わせについて、総務委員会は単独で問題ないが、市民分科会と健康福祉分科会、まちづくり分科会と環境分科会の組み合わせになっているが、アセスや、建設関係でまちづくり局と環境局が関係してくるため、違う組み合わせにしたほうがよ

いのではないか。

○佐野委員 私はまちづくり委員であるが、例えば、道路の安全対策を歩道の拡幅の執行状況を決算の内容で確認した場合に、安全誘導指導員の配置について、教育委員会から関連して理事者に出席してもらうことはできるのか。安全対策をハードの部分で議論して駄目で、ソフトの部分で対応することもあるが、質問が波及した場合の対応を考えると、1日1分科会という議論にならないか。

○沼沢委員 それは関連した職員が対応する。

○尾作座長 出席理事者の範囲は確認事項か。

○石塚議事課長 常任委員会に準じ、通常、局長以下の職員が出席し、発言通告のない局は出席しないことが確認されている。

○佐野委員 区役所の関係は市民分科会の市民・こども局と確認されているが、地元の質問をする場合、道路維持管理費や、公園整備なども区役所費に含まれるが、市民分科会にしか、区の職員は出席できないのか。

○石塚議事課長 一義的には区役所費は区役所がもっているため、区調整課のある市民・こども局を分担する市民分科会で担当することになると思う。通告いただいて、関係理事者として、市民分科会に建設緑政局が出席する場合もあれば、まちづくり分科会に区役所が出席する場合もある。

○佐野委員 分科会で行うとなると、今までのように答弁調整での事前調整ができなくなり、職員があらゆることに想定する必要がある、日常業務の市民対応が難しくなるのではないか。

○沼沢委員 職員の拘束時間は、今まで決特に4日間出していたものが、所管の分科会と提案説明、総括質疑になり、3日間となるので、減ることになる。通告制なので、事前の調整はできる。

○佐野委員 一般質問のように発言通告制とすると質問が制限されるのではないか。また、通告以外のことに質問が波及した場合はどうするのか。分科会の日程の組み合わせなどもある程度、質問を制限しないようにしないと、今まで本会議場でやれたものが、質問が縮小されてしまう。

○尾作座長 基本的には各分科会で審議をするということは、その議案に対して各会派を代表して出席しているので、会派の中で事前に打ち合わせがあつてしかるべきなので、突然質問が転じて行くようなケースは非常に少ないのではないか。分科会での審議のあとに

は、総括質疑の場もある。

○佐野委員 9月議会に決算をまとめた理由は、次年度の予算反映のため。議員はジェネラリストとして総括的に予算執行の結果がどのように現れているかを見て、次年度の予算に反映させる質問の仕方を行う。区の代表でもあり、全体の問題とともに地元、地域の問題も議論する。今までやれたことが絞られ、職員は拘束時間は減るが、会期の日数が増え、市民にどのように説明できるのか、しっくりきていない。

○尾作座長 総括質疑という新たな場が設けられ、また、各分科会で各委員が発言するということは、各会派のスペシャリストという前提にもなると思う。その辺りを会派で議論をして、次回御意見を伺いたい。

次は局別審査順番だが、先ほどの分科会の組み合わせと関連する。確認だが、この場で取りまとめた項目は議会運営委員会で内容が変更になることはあるのか。

○石塚議事課長 議会運営委員会で協議する中で、検討協議会で気づかなかったものが変更される場合などは、可能性としてある。

○尾作座長 決算審査特別委員会への市長の出席については、本日いろいろと御協議いただき、説明及びをいただいた。5項目について、会派に持ち帰って、次回議論をするということによいか。

(異議なし)

○尾作座長 それではそのようさせていただきたい。

内容が決まった場合は、執行部側に都合等を確認する必要があるのか。

○石塚議事課長 予算審査特別委員会の審査についてと同様、内容が決まった場合は、見直し案を総務局等を通じて執行部側に送付させていただき、再度協議会に報告の上、取りまとめをしていただきたい。

2 会期の見直し

【協議結果】

会期の見直しについて協議を行い、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○尾作座長 それでは会期の見直しについて、御協議をいただきたい。各会派からを伺いたいが、3月28日に月本委員からの御意見で、決算審査の見直しの結論が出ていないため、並行して議論をすることは難しいと思うが。

○沼沢委員 基本的なあり方を議論することはできると思う。委員会が恒常的にあって、市長の専決処分がいつでもできるという状況も困る。実態に即した会期にすべと思う。

○佐野委員 ケース・バイ・ケースだが、現行でも臨時会は開くこともできる。通年議会については、職員側の対応や、議員でも議会閉会中の政務活動の扱いなどがあるので、時間をかけて議論をすればよいと思う。

○山田（益）副座長 前回の議論の中では、会期の延長等で、委員会や議会がどんどん増えていくというイメージではないということは、確認されているのか。

○石塚議事課長 そういったところまでは、議論は進んでない。

○織田議会運営委員会副委員長 前回までの確認としては、仮に通年議会にしても、2期制にしても、条例で規定するが、年の最初の招集は長がやるが、それ以外については議会が招集できることの部分は整理をされているはず。もうひとつは、通年会期の日程については、当然、団長会議で日程を調整しながらだから、日程がコンクリートされるという議論ではなかった。専決処分の問題も含めて、間口は広げておく。具体的な審議する日程については、臨機応変にという議論で集約されていたと思う。

○尾作座長 この件に関しても会派に持ち帰り、次回に御協議いただきたいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○尾作座長 それでは、本日のところはこの程度とさせていただきます。

3 その他

【その他】

○佐野委員 検討協議会の議会運営委員会の進め方について、議会運営委員会のあくまで諮問機関としての位置付けでよいのか確認したい。議会運営委員会が決定機関で、その諮問を受けて議論をする場ということでもいいのか。

○石塚議事課長 議会運営委員会からの検討依頼を受けて後協議をいただいている。

○佐野委員 テーマに対して、何が課題となっているかを出して、その解決策をいくつか上げて、それぞれ意見が出て、ある程度まとめ、最終的にどうするかは、議運の中で議論していただくというのが、筋だと思う。

今回のように、市長の決特への出席というテーマが与えられて、いろいろな課題が出て、解決策を出し、会議規則を変えて、市長が出席するとか、事業管理者のように必要なときだけ出てもらうとかある中で、最終的には、議運で、分科会方式も含めて、議論をして欲しいという諮問があって、議論をする必要があると思う。テーマに対する課題がある程度出た段階で、一回議運に返したほうがよいのでは。その辺の議会の議論のあり方を検討したほうがよいと思う。ある程度細かいところまでつめて、議運にいつまでとまらないというのであれば、ちゃんと諮問されたテーマを議論するという方が建設的な議論になると思う。

○尾作座長 ここはあくまで検討の場であって、検討結果を踏まえて、議運の中で審査をしていく。決定機関は、議会運営委員会である。各会派、それぞれ、議運に出席をしているので、その中で、公平に審査の場を与えられている。その中での変化はあると思う。

○佐野委員 テーマに対して課題を明らかにして、課題に対する解決策を示して、それでまとまったら議会運営委員会にお返しする。市長の決特の出席については、分科会方式では、市長は総括質疑しか出ないということになるので、他の解決策は触れられていないというのが、諮問機関としての返し方として、ふさわしいのかが疑問である。

○尾作座長 各会派、多少なりとも、考え方が違ってくる。その中でどういう方法を見つけて議運に上げていくか。

○佐野委員 解決策もいくつかある中で選べなければ、このことだけでいいか悪いかになったら、結局議運でまとまらなかったら駄目になる。

○尾作座長 両論併記というまとめ方もある。

○佐野委員 この解決策以外にこういう解決策、こういう解決策がある中のひとつとして、議運にお返しして、その中で議会運営委員会で議論をしていけばよいのではないかと。

○尾作座長 そのように考えている。

○松原議会運営委員会委員長 これまで2年間、協議会で議論してきて、ここである程度取りまとめたものが、議会運営委員会に行く。まとまらない場合は理由をつけて、というやり方。議会運営委員会の中では各会派団長副団長が、皆さんがある程度まとまった、ま

とまらないという結論について、話し合うということで、そこで話し合ったことについて、例えばこの結論と違う部分が出てしまった場合は、その中である程度意見を述べることはできる。

○尾作座長 この場はある程度たたき台を作る場である。あくまで最終結論を出すのは議会運営委員会である。

○佐野委員 議会のあり方検討プロジェクトでもあったが、もう一度議論をしてくれと言ってやったものはあった。市長の出席というテーマが、分科会を導入するかしないかという話になっているのは、議会運営委員会に諮って、再諮問があった場合に議論すべきだったのではないか。

○尾作座長 決算審査特別委員会の見直しは、この協議会の中で、継続的に議論を進める中で、在り方まで協議を行い基本的な内容は確認されたものであるので御理解願いたい。新たに出てくる議題については、そのようなかたちで行っていく。

○佐野委員 そのようにお願いしたい。

【次回会議日程】

○平成25年6月7日（金）午前10時に開催することに決定した。

午前11時26分閉会